

山形県広告掲載要綱（抜粋）

（広告の範囲等）

第3条 広告媒体に掲載する広告は、次のいずれにも該当しないものとする。

- （1）法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの
- （2）公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- （3）人権侵害となるもの又はそのおそれのあるもの
- （4）政治性又は宗教性のあるもの
- （5）個人、法人又は団体の意見広告若しくは主義、主張、意見を含む広告
- （6）個人又は法人の名刺広告
- （7）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）の規定により許可又は届出が必要な営業に係るもの
- （8）消費者金融、たばこに係るもの（禁煙やタバコの健康被害に係るものを除く。）
- （9）比較広告及びギャンブル（宝くじ及びスポーツ振興くじを除く。）に係るもの
- （10）水着姿、裸体等を含むもの（スポーツに係るものを除く。）
- （11）青少年の健全な育成を阻害するもの又はその恐れのあるもの
- （12）第三者の著作権その他の財産権、プライバシー等を侵害するもの又はその恐れがあるもの
- （13）公正競争規約、公的機関が定める広告規制、これらに準じる業界規制に違反するもの又はその恐れがあるもの
- （14）事実誤認の恐れがあるもの
- （15）当該広告の内容について県が推奨しているかのような誤解を与える恐れがあるもの
- （16）その他広告として表示することが適当でないとするもの

2 原則として次に掲げる者又は団体が広告主となる広告は、広告媒体に掲載することができない。

- （1）法令等に違反した者
- （2）県から指名停止措置を受けている者又は不利益処分を受けている者
- （3）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- （4）暴力団員等（同法第2条第6号に規定する暴力団員及び暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）
- （5）役員等（法人である場合にはその役員、その支店又は営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者を、法人以外の団体である場合には代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。）が暴力団員等であるもの
- （6）暴力団又は暴力団員等が経営に実質的に関与しているもの
- （7）自己、その属する法人若しくは法人以外の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用し

ているもの

- (8) 暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与しているもの
- (9) その他暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有するもの
- (10) その存在や活動実態が明確でない団体
- (11) その他広告を表示する広告主として適当でないと認めるもの

3 前2項に定めるもののほか、広告媒体に表示することができない内容の具体的基準は、別に定める。